

社会保険みやぎ

SHAKAIHOKEN MIYAGI No. 787

2022

4/5

- 2・3 日本年金機構からのお知らせ
- 4・5 協会けんぽからのお知らせ
- 6 M美さんの社会保険物語
- 7 社会保険協会費ご協力のお願い
- 7 事業所の所在地・名称等の変更があった際は「社会保険協会にも連絡」をお願いします。
- 8 インフォメーションパーク

みやぎの
観光名所

07

堤梅団地 つつみうめだんち / 大河原町

春の訪れを知らせてくれる梅の花。楚々とした丸い可憐な花びらと甘い香りに春を感じます。大河原町にある堤梅団地には、約6haの面積に、「白加賀」や「南高」、「花香美」、「石川」などの品種が3,000本余り植えられています。町木が「梅」の大河原町。自然豊かな里山は美しい梅の名所です。

日本年金機構 からのお知らせ

令和4年4月から65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されます

従来、65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されました。

この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されます。

【現在の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき → 支給停止額 = 0円(全額支給)

基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき → 支給停止額 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 × 12

基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき → 支給停止額 = {(47万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)} × 12

基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき → 支給停止額 = 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12

基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき → 支給停止額 = {47万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)} × 12

【令和4年4月以降の計算方法】

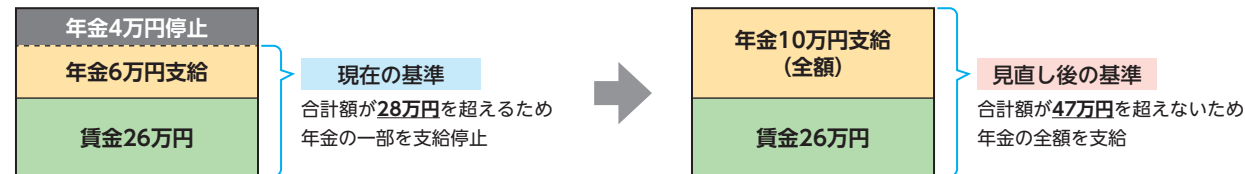
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき → 支給停止額 = 0円(全額支給)

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき → 支給停止額 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47万円) × 1/2 × 12

<用語の説明>

- 基本月額
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の月額
- 総報酬月額相当額
(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】



令和4年4月から在職定時改定制度が導入されます

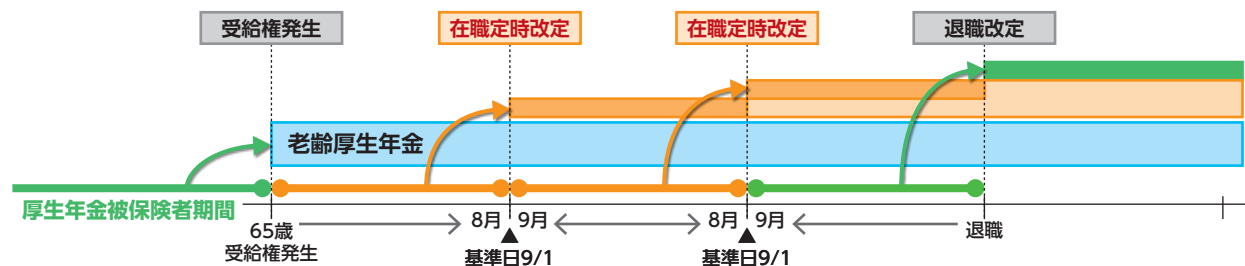
従来、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されました。

就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、令和4年4月から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されます。

在職定時改定の仕組み

- 基準日(毎年9月1日)において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月(毎年10月)分の年金から改定されます。令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されることとなります。
- 対象者となるのは65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者です。
 - ▶ 65歳未満の者は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。



令和4年4月から老齢年金の繰上げ減額率が見直されます

従来、老齢年金を65歳前に受給開始(繰上げ受給)する場合、年金額は繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数によって、1月あたり0.5%減額(最大30%減額)しました。

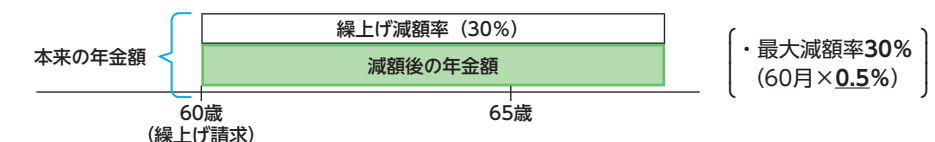
令和4年4月から、この繰上げ受給の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に変更されます。

対象となる方は令和4年3月31日時点で、60歳未満の方(昭和37年4月2日以降生まれの方)です。昭和37年4月1日以前生まれの方については、現行の減額率0.5%から変更はありません

従来

(※昭和37年4月1日以前生まれの方)

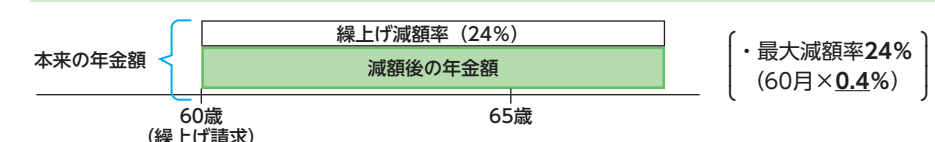
減額率の計算 = 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × 0.5%



改正後

(※昭和37年4月2日以降生まれの方)

減額率の計算 = 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × 0.4%



令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられます

従来、老齢年金の受給開始時期は、自身の希望により60歳から70歳の間で選択することができ、老齢年金を66歳以後に受給開始(繰下げ受給)する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額(1月あたり0.7%増額)しました。

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として、令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになります。

対象となる方は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ① 70歳未満の方(昭和27年4月2日以降生まれの方)
- ② 老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方(受給権発生日が平成29年4月1日以降の方)

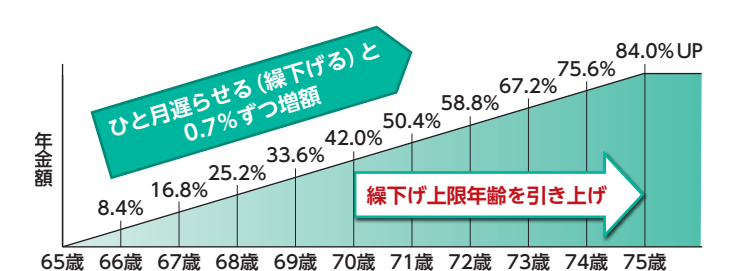
従来

繰下げの上限年齢: 70歳
増額率上限: 42% (60月)

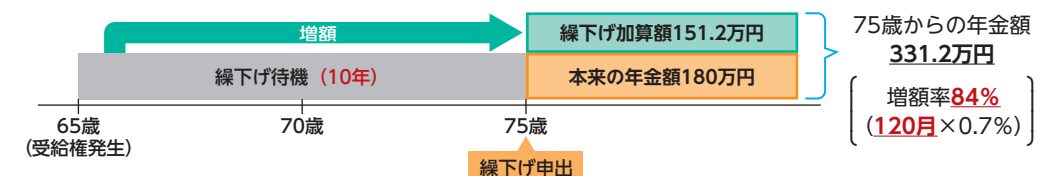
改正後

繰下げの上限年齢: 75歳
増額率上限: 84% (120月)
対象者: 昭和27年4月2日以降生まれの方
受給権発生日が平成29年4月1日以降の方

<繰下げ受給による年金額の増額イメージ>



【例：年金額が180万円の方が、75歳まで繰り下げた場合】



協会けんぽ からのお知らせ

—事業主様へお願い— 加入者（被保険者・被扶養者）の皆様へお知らせ願います

令和4年度 生活習慣病予防 健診・特定健診のご案内

詳しいご案内については、被保険者（ご本人）様向けの生活習慣病予防健診は令和4年3月下旬に事業所様あてに、被扶養者（ご家族様）様向けの特定健診は令和4年4月上旬に対象者を扶養している被保険者様の住所地へ送付します。影響します。被保険者様のみならず、被扶養者様の健診についてご理解とご協力をお願いします。

インセンティブ制度
についてはこちら▼



35歳～74歳の被保険者（ご本人）様 「生活習慣病予防健診」

健診の内容

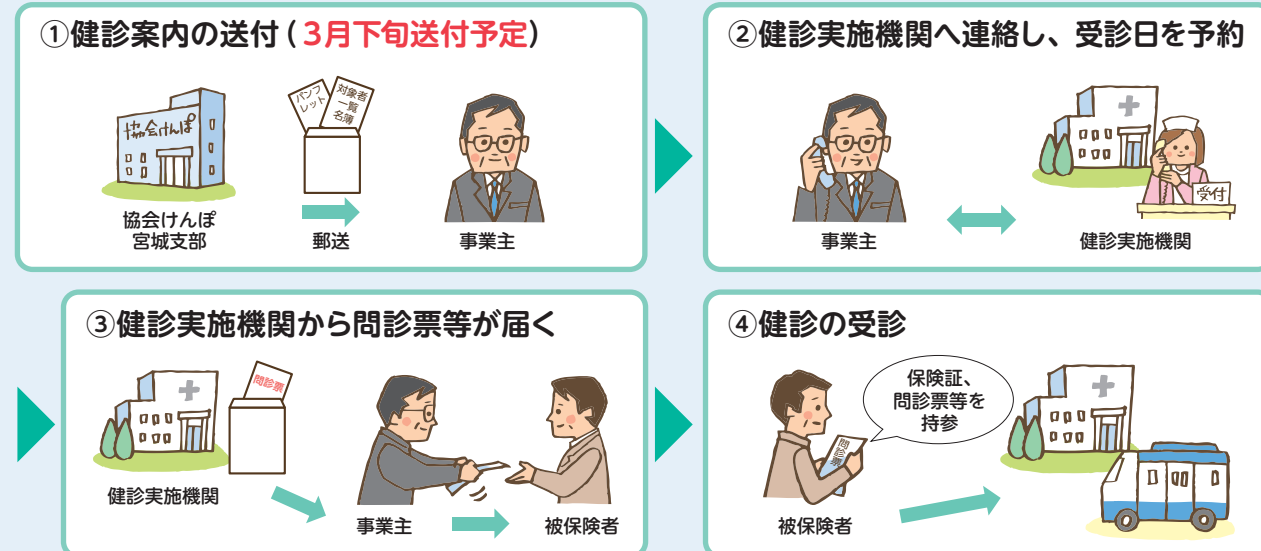
〈労働安全衛生法の定期健康診断項目〉
問診、身体計測、血圧測定、胸部レントゲン検査、
尿検査、血液検査、心電図検査



・胃部レントゲン検査
（胃がん検査）
・便潜血反応検査
（大腸がん検査）等

がん検診が
含まれています

受診の流れ



・健診実施機関の予約状況により、ご希望の健診実施機関や希望日に受診できない場合がありますので、ご了承ください。
・当協会ホームページにて生活習慣病予防健診実施機関の情報をお知らせします。



集合バス健診のご案内

協会けんぽ宮城支部では、健診バス（健診車）による集合健診を以下の地区で実施します。集合バス健診の詳細日程等は、生活習慣病予防健診のご案内に同封の「令和4年度 集合バス健診のご案内」をご確認ください。また、開催予定地区は変更の可能性がありますので、事前に当協会ホームページをご確認ください。

開催予定地区

気仙沼地区、南三陸地区、石巻地区、東松島地区、栗原地区、登米地区、大崎地区、富谷・黒川地区、柴田地区、角田地区、亘理地区、伊具地区、白石地区、刈田地区

40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様 「特定健診」

健診の内容

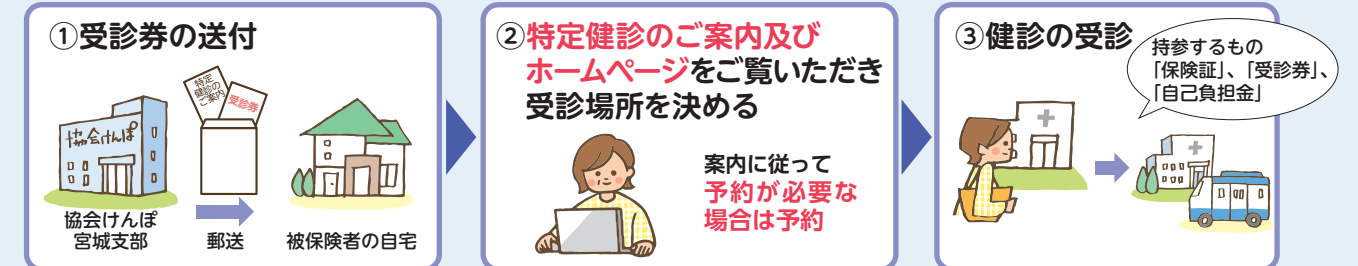
■ 基本的な健診

問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査

※検査結果に基づき、医師の判断で詳細な健診
（血清クレアチニン検査・心電図検査・貧血検査・眼底検査）を追加する場合があります。

がん検診は含まれません。
お住いの市区町村へ申込ください。

受診の流れ



ご確認ください

特定健診を受診する際は、「特定健康診査受診券（セット券）」が必要です

- ・受診券は 令和4年4月上旬 に被保険者様の住所地へ送付予定です。
※到着時期が例年と異なりますのでご注意ください。
- ※被保険者様のご自宅が宮城県外にある場合は、県外の住所地を管轄する協会けんぽ支部より受診券を送付します。
- ・令和4年1月以降に加入手続きされた方…令和4年5月下旬以降、順次送付予定です。

特定健康診査受診券（セット券）の配付にご協力ください

以下の場合は事業所様へ受診券が送付される場合がありますので、事業所様から被保険者様への配付のご協力をお願いします。

- ・協会けんぽで保有している被保険者様の住所情報に不備（郵便番号、住所情報の未登録等）がある場合
- ・転居等の理由で協会けんぽが保有している住所情報と被保険者様が現在居住している住所に相違がある場合
- ・被保険者様と被扶養者様の住所が違う場合 等



生活習慣病予防健診・特定健診のお問い合わせ先

全国健康保険協会 宮城支部
保健グループ

〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル 8F
TEL：022-714-6854（直通）

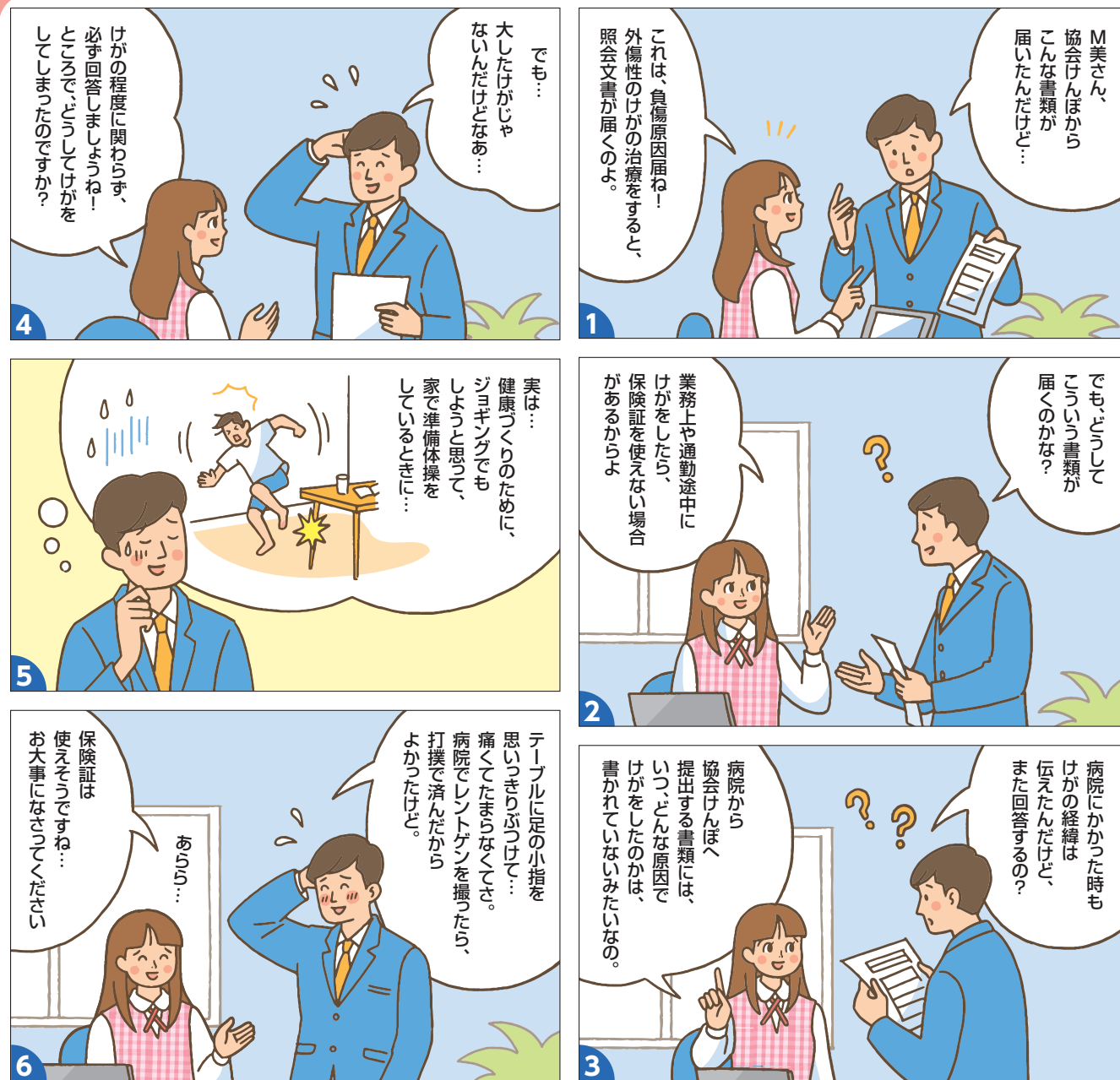
協会けんぽ 宮城



M美
さんの

社会保険物語

負傷原因届が届いたら、
必ず提出しましょう
第122話



協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽでは、保険証を使用して外傷性の疾病やけが（負傷）の治療をした場合に、負傷した原因や状況について被保険者様宛に照会文書をお送りさせていただくことがございます。照会文書が届きましたら、お手数ですが、必ずご回答をお願い致します。

問い合わせ先

全国健康保険協会 レセプトグループ
TEL 022-714-6853

社会保険協会費ご協力のお願い

(一財) 宮城県社会保険協会長

謹啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、令和4年度の協会費を納入いただく時期となりました。

4月下旬に納入のお願いであります「社会保険協会費ご協力のお願い」を送付いたしますので、今年度も納入につきまして引き続きご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

当協会では、会員の皆様のご協力のもと、健康保険・年金制度の普及・広報事業や健康と福利増進のための事業に取り組んでまいります。

謹白



事業所の所在地・名称等の変更があった際は「社会保険協会にも連絡」をお願いします。

年金事務所に手続きをしていただくだけでなく、お手数ですが当協会あてにも連絡をお願いいたします。

(お送りしています会員事業所変更届（ハガキ様式）、あるいは下記の様式にご記入のうえFAXにてご連絡願います。)

※日本年金機構へ変更の届出をされても、日本年金機構における情報保護のため当協会に変更情報が自動的に提供されることはありませんので、当協会では変更したことが分かりません。

会員事業所変更届

変更前（下欄全項目記入願います。）			変更後（変更事項のみ記入願います。）		
事業所記号	事業所番号	被保険者数	事業所記号	事業所番号	被保険者数
		人			人
フリガナ					
事業所名					
所在地	〒	-	〒	-	
電話番号	-	-	-	-	

社会保険協会費が未納の場合、広報誌の送付、テキストの配布、研修会への参加、福利厚生事業等の協会事業を受けられない場合があります。

問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802

仙台市青葉区二日町 10-20 アルコイリス二日町4階
TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでもご覧いただけます

宮城県社会保険協会

検索

電話によるお問い合わせは専用ダイヤルへ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきん加入者ダイヤル(年金の加入に関する一般的なお問い合わせ)

●事業所・厚生年金加入者向け



0570-007-123 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913

●国民年金加入者向け



0570-003-004 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6630-2525

受付時間 ●月～金曜日 8:30～19:00
●第2土曜日 9:30～16:00

ねんきんダイヤル(年金の受け取りに関する一般的なお問い合わせ)



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ※月曜日(祝日の場合は翌営業日)は19:00まで
●第2土曜日 9:30～16:00

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ※月曜日(祝日の場合は翌営業日)は19:00まで
●第2土曜日 9:30～16:00

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、12/29～1/3 はご利用いただけません。
- ・一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・050で始まる電話でおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・お問い合わせの際には、基礎年金番号または年金証書番号をお知らせください。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

- 相談時間**
- 月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
 - 第2土曜日 9:30～16:00
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台 (仙台パークビル2F)



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28	29	30		

◆受付時間

平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

- 時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時
- 週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。

日本年金機構 検索

年金の予約相談を 実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どここの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890

5月・6月の出張相談所開設のご案内

【常設】

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の 平日	8:30～12:00 13:00～17:00	石巻年金事務所 0225-22-5118

・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。

・ご予約は、相談日の1か月前から受付いたします。

※相談にお越しの際には、年金手帳や年金証書などの基礎年金番号が分かる書類と、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認ができる書類を必ずお持ちください。

※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる書類(運転免許証等)が必要となります。